

助け合いを
壊さないで！！

国会は今すぐ適用除外を！！

新保険業法の適用除外を求める請願署名にご協力ください

地域や職場の仲間同士で、事故や病気などで休んだときの助け合い制度として、できるだけ安い掛金で充実した保障をめざそうと自主的に築かれてきた共済制度を「自主共済」といいます。八百屋・魚屋・床屋などの自営業者、開業医や病院など医療関係者、登山家や障害者団体、PTAの会員や家族の方々などがそれぞれ制度を創り、国や企業などの財政支援に頼ることなく自主的に運営してきました。

今、これらの制度が、保険会社を監督・規制する保険業法によって存続の危機に直面しています。

不特定多数の消費者に被害を与えていた「ニセ共済」規制のはずが…



2006年4月から施行された改定保険業法（新保険業法）は、非営利である仲間同士の助け合いを否定し、営利企業である保険会社と自主共済を同列にみなして「保険として運営せよ」と迫っています。

そもそも、保険業法の改定の趣旨は、「共済」を名乗って不特定多数の消費者に保険商品を販売して被害を与えた「ニセ共済」を規制することでした。国会議員も改定法の素案を検討した金融審議会でも、構成員が限定されている共済は規制の対象外とすべきと主張していました。しかし、新保険業法の適用除外とされず、法律施行と同時に、自主共済も規制対象にされてしまいました。

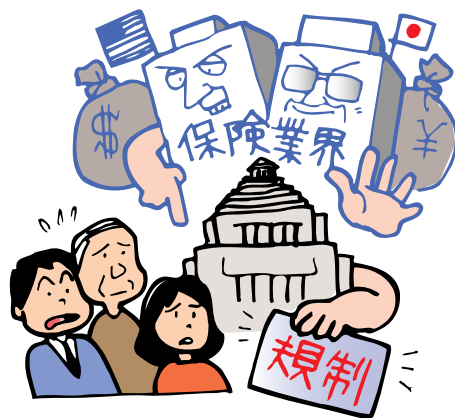
「儲けの論理」で「制度共済」も規制の対象に…

仲間同士の助けあいである自主共済と、収益を目的に商品として販売する保険は、性格も取り扱いも大きく異なります。これらを新保険業法で同一に規制すること自体に無理があります。

新保険業法が成立した背景には、日米保険業界による市場拡大の思惑があり、在日米商工会議所やアメリカ政府から、繰り返し日本政府に圧力がかけられていました。

2008年3月31日には「経過措置期間」が終了し、廃止に追い込まれる共済や互助会が続出しています。

さらに次の対象として、協同組合などが行う「制度共済」に照準を合わせた規制を要求する主張も強まっています。多様な形態で日本社会に深く根ざして人々の暮らしを支えてきた共済を守り抜くために、いま最前線に立たされている「自主共済」の新保険業法の適用除外を実現させることが強く求められています。



「自主共済」を守るため、署名にご協力下さい

今回の一方的で道理のない法規制に反対し、自主的な共済制度を新保険業法の対象外とする署名にぜひご協力ください。署名用紙は、ご記入後所属の団体やお知り合い、または下記の団体へお渡し下さい。



共済の今日と未来を
考える懇話会

共済の今日と未来を考える懇話会

(窓口団体) 日本勤労者山岳連盟

〒162-0814 東京都新宿区新小川町5-24 Fax: 03-3235-4324

<http://www.jisyu-kyosai.net/>